

議案第 14 号

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年日出町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 19 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 14 条第 1 項、第 4 項及び第 6 項中「消防団員」を「基本消防団員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 機能別消防団員については、年額報酬を支給しない。

第 14 条を第 15 条とし、第 10 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 9 条の前の見出しを削り、同条を第 10 条とし、同条の前に見出しとして「（服務規律）」を付する。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条の前の見出しを削り、同条を第 8 条とし、同条の前に見出しとして

「（懲戒）」を付する。

第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（消防団員の種類）

第 3 条 消防団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての消防団員とする。

3 機能別消防団員は、町長が別に定める特定の消防事務を処理する消防団員とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

消防団員の種類を増やすため条例を整備したいので提出する。